

科目区分：学校教育実践コース（家政専修）、生活環境コース
授業科目：消費者教育論

「消費者教育論」の授業評価

家政教育講座・野中 美津枝

・本授業の目的と概要

本授業は、家庭科教員免許取得のための専門科目、および生活環境コースの専門科目として、3年次の選択科目となっている。消費者教育は、現在生涯教育として必要であり、学校教育では家庭科の授業が中心となって実施しているが、学校現場だけでなく、行政、企業での実践も視野に入れて授業を設計した。消費者問題と基本的な消費者法を理解して、消費者教育の重要性を認識し、消費者教育の学習方法を習得することを目的とした。

2004年に、消費者保護基本法が消費者基本法に改正され、消費者の立場が「保護される者」から「自立した主体」へと転換されたことにより、消費者の自立を支援するために消費者教育のあり方が問われている。これまでの消費者被害の予防と救済のための知識を与えるといった消費者教育から、これからは、消費者行動に自己責任が求められており、消費者教育を通して消費者が主体的に判断し行動する力の育成が求められている。そのため、消費者教育は、学習者が主体的に参加できる参加型アクティビティ（学習活動）を用いて、批判的思考力を働かせながら判断する場面を設定して意思決定の能力開発をする必要がある。

授業の概要は、現代の消費者問題について事例を通して説明し、解決のための基本的な消費者法について学ばせ、消費者の自立に向けて、消費者教育の意義と学習内容を整理する。さらに、消費者教育に利用される学習方法を事例・演習を通して習得し、ライフステージに応じた消費者教育にチャレンジして実践力を養う。

<授業スケジュール>

1. ガイダンス、消費者と消費者問題
2. 消費者の権利と責任
3. 基本的な消費者法
4. 基本的な消費者法
5. 学校における消費者教育の意義
6. 消費者行動と意思決定
7. 発達段階に応じた金銭教育

8. 消費者教育に利用される学習方法
9. 消費者教育の事例・演習
10. 消費者教育の事例・演習
11. 消費者教育の事例・演習
12. 消費者教育模擬実践、討論
13. 消費者教育模擬実践、討論
14. 消費者教育模擬実践、討論
15. 試験・まとめ

・授業の工夫点

前半の講義では、消費者問題や消費者法を理解させるために、実際に起きた事例をケーススタディとして用いて、グループワークをしながら問題点や解決方法を導き出させた。本授業で扱った消費者法は、消費者基本法、民法、消費者契約法、特定商取引法、電子商取引法である。

消費者教育で利用される学習方法として、ロール・プレイング、シミュレーション、ケーススタディ、KJ法、ディベートなどの参加型アクティビティを用いた消費者教育の事例を演習として行い、学習方法を習得させるようにした。その上で、模擬実践では、幼児期、児童期、少年期、成人期、高齢期といったライフステージに応じた消費者教育を1つ以上の参加型アクティビティを導入して実践することを課題とした。2人グループで20分間の模擬実践をして、終了後に、導入したアクティビティが適切だったか省察し、討論をする時間を設けた。

・授業評価の方法

（1）受講者の出席状況

本授業は、3回生開講の専門科目の選択であるが、受講者は、3回生13名、4回生5名の計18名であった。18名のうち、10名が皆勤で55.5%に達する。出席状況からみて受講者は意欲的に授業に参加したと思われる。

（2）授業評価方法

授業評価の方法は、H23年7月25日の第15

表1 DP(卒業時の到達目標)への対応度(%)

N = 17人

DP		+2	+1	-1	-2	具体的な活動
DP1	専門的知識・理解	58.8	41.2	0.0	0.0	講義全般(6人)、消費者教育模擬実践(2人)、参加型アクティビティワーク(2人)、ケーススタディ(1人)
DP2	学校・社会での思考・判断	52.9	47.1	0.0	0.0	講義(4人)、グループ活動(3人)、ケーススタディ(3人)、ディベート(2人)、消費者教育模擬実践(1人)
DP3	教育活動での技能・表現	29.4	70.6	0.0	0.0	消費者教育模擬実践(11人)
DP4	実践を省察し、関心・意欲	29.4	58.8	11.8	0.0	消費者教育実践(3人)、実践後の振り返りの時間(3人)、参加型アクティビティ活動(1人)、講義(1人)
DP5	教職・社会人としての態度	29.4	70.6	0.0	0.0	消費者教育の模擬実践(4人)、グループ活動(1人)、講義(1人)

回の授業参加者に、教育学部共通で実施した「学生によるDPと対応づけた授業評価調査」(DPへの対応度)による。回答者は、1名記載もれのため、17名の集計結果である(表1)。また、授業最後の自由記述による授業の感想から分析した。

授業評価の結果

(1) DPへの対応度(学生の授業評価)

教育学部の各課程のDP(卒業時の到達目標)への対応度についての授業評価は、表1の通り、いずれのDPも90~100%が対応していたと回答しており、高評価であった。

特にDP1「専門的知識・理解」、DP2「学校・社会での思考・判断」の対応度が「+2」が過半数を超えており、高く評価されている。DP1については、消費者問題や消費者法の知識・理解のための前半の講義において、ケーススタディを用いてグループワークで考えるといった参加型アクティビティによると推察される。DP2については、消費者教育の学習方法の演習として、実際に意思決定する場面を設定した参加型アクティビティによると考える。アンケートに記載された具体的な活動からも、それらの活動が効果的に捉えられている。

DP3「教育活動での技能・表現」、DP4「実践を省察し、関心・意欲」は、消費者教育の模擬実践によると考えられるが、「+2」より「+1」が多いのは、自らの模擬実践に対する自己評価が反映されていることが推察される。

(2) 授業の感想(自由記述)から授業評価

記述内容で分類し、実際の記述から授業評価をみることにする。

<授業内容について>(14人)

・クレジットカードやネットでの通信販売、ク

リングオフなどは、私たちの生活にとっても密着して毎時間ためになった。

- ・消費者教育を受けているかいないかで、生活に大きく違いがあると思った。
- ・消費者教育や消費者問題は内容がとても難しいので、どれだけ現実性や親しみを持って取り組めるか、また聞くだけではなく自分で考える機会を取り入れることが理解を深めることにつながっていくんだなと思った。

<学習方法について>(10人)

- ・いくつかの事例を紹介してくれ、「何がいけなかったのか、どうすればよかったか、自分ならどうするか」などを考えることができ、身近に感じながら授業を受けることができた。
- ・ケーススタディがたくさん取り入れられていたため、まずは自分で考え、班の人と意見を交換し、考えや知識を深めることができた。
- ・参加型アクティビティを講義や模擬実践で実際に体験することができたので、ただ知識を教え込む方法よりも効果的であると感じた。

<消費者教育の模擬実践について>(8人)

- ・自分たちが教える立場となって行うことで、どのライフステージの人たちにはどんな消費者問題が起こりうるだろう、知ってほしいだろうと考えるきっかけになり、より理解が深められた。
- ・自分たちで授業を行ったので、消費者教育の大切さやアクティビティの活用方法を学ぶことができた。

・終わりに

受講者は、消費者教育の重要性を認識し、学習方法(参加型アクティビティ)の効果を実践や模擬実践で習得し、授業の目的を達成したと考える。